

三木市記者発表資料 (令和3年5月31日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
緊急事態宣言延長に伴う市内公共施設の利用について ～感染防止対策を継続します～
内容
<p>5月28日、政府が兵庫県を含む4都府県への緊急事態宣言を延長したことに伴い、兵庫県は新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、社会教育施設等の利用について協議が行われました。これを受け、三木市では28日午後5時00分から第61回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の対策について協議を行い以下の通り決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期 間 令和3年6月1日(火)から6月20日(日)まで (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等(各施設の対応状況は別表のとおり。)</p> <p>ア 屋内施設は、市立公民館とそれに準ずる施設について、原則として閉鎖を継続する。</p> <p>イ 屋外施設は、感染防止対策を実施した上で開場する。</p> <p>(2) 市立公民館の閉館に伴い、三木市地域ふれあいバス(口吉川線・別所線・自由が丘線・細川線)の運休を継続する。</p> <p>(3) 市職員の勤務体制</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。</p> <p>(4) 部活動</p> <p>ア 土日は、原則休止とする。</p> <p>イ 平日(4日)は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施するものとし、活動時間は1日2時間以内とする。</p> <p>ウ 高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加(予選を含む。)に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前から可能とし、活動は、土日のいずれか1日で、活動時間は3時間以内とする。</p> <p>エ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。</p> <p>オ 公式大会に合同で参加する場合、または、公式戦に向けて自校内で練</p>

習試合ができない場合のみ、市内の学校と合同による練習は行うことができるものとする。

セールスポイント

政府により、兵庫県の緊急事態宣言が延長されたこと。また、依然として県内病床のひっ迫が続く中、原則として市内屋内施設の閉館措置を継続します。